平成２７年（フ）第５４号
香川県仲多度郡まんのう町買田692番地40、住民票上の住所香川県仲多度郡琴平町230番地
債務者　吉田　一清
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第３６号
千葉市美浜区真砂４丁目４番３棟1409号、申立時の住所千葉市美浜区真砂２丁目20番14―103号
債務者　西ノ明宏至（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２７号
千葉県市川市末広２丁目12番18―105号　エクセル行徳
債務者　上田　正人
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８８号
千葉県市川市南行徳３丁目26番９―201号　サニーホワイトマンション
債務者　渋谷　剛功
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４００号
千葉市稲毛区山王町61番地31
債務者　小谷　美幸
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４１２号
千葉県八千代市大和田新田114番地
債務者　藤田　浩
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４１７号
千葉市花見川区幕張町３丁目1092番地
債務者　澤田　典子（旧姓楠）
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４８９号
千葉市中央区祐光１丁目10番９号　佐々木方
債務者　藤江　勝
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６５号
長野市吉田３丁目13番20号、住民票上の住所長野市吉田３丁目13番12号　ローゼハイツ吉田南館201
債務者　保科　奈美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４１号
横浜市西区戸部本町32番３―401号
債務者　渡邉　陽一
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０４３号
横浜市港南区野庭町937番地１　池ノ谷戸ハウス203
債務者　小清水白士
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０６２号
横浜市都筑区東山田町21番地８
債務者　赤田　英一
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３６９号
大阪市平野区加美鞍作３丁目５番12号　大ケイハイツ202
債務者　村脇梨花子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４４８号
大阪府寝屋川市昭栄町４番19号
債務者　藤岡　稔枝
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５５７号
大阪府吹田市千里丘北１番20―727号、前住所大阪府吹田市青葉丘北11番５号
債務者　浪花　勇
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５５８号
大阪府吹田市千里丘北１番20―727号、前住所大阪府吹田市青葉丘北11番５号
債務者　浪花　直美
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部